

必要なときに 必要なひとが 医療を受けられるように

国税務課 ☎82・2070(市民税係)
国保・医療課 ☎82・6690(国保年金係)

国民健康保険税は必ず納めましょう！



納税義務者は「世帯主」です。被保険者が個別に納めるのではなく、世帯分をまとめて世帯主が納めます。世帯主が国保に未加入でも、家族に1人でも国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

所得が一定基準以下の場合、国保税が減額されます

前年度の合計所得金額が一定基準以下の場合、平等割額と均等割額が減額（7割・5割・2割）されます。
平成30年度から減額（5割・2割）の基準額が変わり、軽減措置が拡充されました。
※所得申告をされていない場合は、減額されません。

特定同一世帯の平等割の額が減額されます

同じ世帯の国保被保険者が国保から後期高齢者医療制度に移行し、同じ世帯の国保被保険者が1人になる場合は、平等割が2分の1になります。さらに、5年経過後は、8年を経過するまでの間、平等割が4分の1減額されます。



●平成29年度の1人当たりの医療費
41万円
(平成28年度比2.4%増)

●平成29年度に市の国保会計から医療機関などに支払った医療費
43億5,713万円

●国保財政の健全化のためにできること

- ①日頃から健康の維持・増進をこころがけ、年に一度は健診を受けましょう！
- ②上手に医療を受けましょう
- ③ジェネリック医薬品を有効に活用しましょう

特定健康診査・特定保健指導の実施や人間ドック受診料の助成など、病気を予防・早期発見し、重症化を抑える健康づくりを進めています。

＊平成30年度の税率＊

平成30年度の保険税から、資産割を廃止し、所得割、均等割および平等割の3方式に変更しました。

項目	課税の基礎	税率		
		医療給付費	後期高齢者等支援金	介護納付金
所得割	所得に応じて計算 〔前年の総所得金額等－基礎控除(33万円)〕×税率	8.15%	2.30%	2.20%
均等割	加入者数に応じて計算 加入者数×税額	25,800円	7,500円	9,900円
平等割	1世帯あたり	20,200円	5,500円	5,100円
課税限度額		580,000円	190,000円	160,000円

月割課税…年度（4月～翌年3月）途中で国保に加入・喪失された方は、月割計算のうえ課税されます。

国民健康保険（以下国保）は、病気やけがのときに安心して医療を受けられるように、加入者のみなさんが保険税を出し合い、お互いに助け合う医療保険制度です。
現在、市民の約21%が国保に加入しています。主な財源は加入者のみなさんからの保険税のほか、国・県・市の負担金などです。
1人当たりの医療費は年々増加しており、厳しい財政状況が続いています。しかし、市は国の財政支援や繰越金などの財源を有効に活用して、平成30年度の保険税の引き上げを抑制しています。今後もみなさんのご理解とご協力をお願いします。

■平成30年度からの変更

これまで丹波市が国保の運営を行っていましたが、財政の安定のため兵庫県と市が一体となって国保を運営することになりました。

軽減

＊倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方は国民健康保険税が軽減されます＊

平成21年3月31日以降に会社の倒産・解雇などにより離職された方で、雇用保険の受給資格がある方が国保に加入された場合は、国民健康保険税が軽減されます。＊軽減を受けるためには、申請が必要です。

■対象となる方

次の①から③のすべてに該当する方。

- ①雇用保険受給資格者証の「離職理由」が解雇・雇い止めなどの理由に該当していること
- ②平成21年3月31日以降の失業であること
- ③失業時点で65歳未満であること

■軽減額

失業された方の前年度所得のうち給与所得を100分の30とみなして計算します。

■軽減期間

離職日の翌日～翌年度末

【例】平成29年3月31日～平成30年3月30日に離職された方は、平成29・30年度の国保税を軽減します。

便利

＊便利な口座振替、コンビニ納付をご利用ください＊

■口座振替が便利です

金融機関などの指定口座から納期ごとに自動振替によって納付していただく方法です。安全で納め忘れもなく、納期ごとに金融機関へ納めに行く手間が省けます。

■コンビニエンスストアで24時間いつでも納付ができます！

3つの条件がそろった納付書であれば、コンビニで納付できます。

- ①読み取り用バーコードが印字されている
- ②金額が30万円以内
- ③コンビニでの利用期限内

■納付書を1年間分まとめて送付しています

各納期別の納付書は、1年間分（全10期）をまとめたものです。大切に保管し、順番を間違えないように納めてください。

■国保税が年金から徴収されます

65～74歳までの世帯主の方で、次の①～④のすべてに当てはまる方は、年金からの引落としの特別徴収となります。

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者
- ②世帯内の国民健康保険の方全員が65歳以上75歳未満
- ③特別徴収の対象となる年金額が年額18万円以上であり、国民健康保険税と世帯主の介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない
- ④世帯主が75歳到達年度ではない

※上記の条件に当てはまらない方は、従来と同様の口座振替または直接納付となります。

※特別徴収の方も申請により口座振替に変更できる場合があります。

市民税・県民税（普通徴収）および国民健康保険税の1期の納期は7月2日（月）です

■市税は納期限内に納めましょう…市税を滞納すると督促状や催告書が送られるほか、本来納めるべき税額のほかに延滞金も納めることになります。市政の円滑な推進に市税が有効に活用されるよう、納期限内に納付しましょう。